

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	令和5年9月17日 12時30分ごろ
発生場所	明石海峡大橋北側橋脚 播磨垂水港南防波堤西灯台から真方位270° 1,700m付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経135° 01.6′）
事故の概要	プレジャーボート西福丸は、西進中、橋脚に衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 西福丸、4.97トン
船舶番号、船舶所有者等	260-12609兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約20cm、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族等5人（以下「同乗者」という。）を乗せ、GPSプロッターを作動させ、釣りを終えて帰港しようとして船長が操縦席に座って手動操舵により約20km/hの対地速力で西進していた。</p> <p>船長は、操縦席の左後方に来た同乗者の1人と会話をして前方を振り返った際、明石海峡大橋北側橋脚（以下「本件橋脚」という。）が船首方至近に迫っていることに気付き、左に舵を切ったが間に合わず、本船の右舷船首部が本件橋脚に衝突した。</p> <p>船長は、本船の損傷状況を確認して自力で帰港後、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>船長は、同乗者の1人と会話を始める前に、本件橋脚の南側約10mのところを航行しようとして針路を定めていたが、本船は舵が中央でも針路が右に偏向するので、約2分会話していた間に左への当て舵が不十分になり、本船の針路が右に偏向して本件橋脚に向かっていったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、西進中、船長が、操縦席左後方の同乗者との会話に意識を向けていたことから、針路が右に偏向していることに気付かず航行を続け、本件橋脚に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長が、操縦席左後方の同乗者との会話に意識を向けていたため、針路が右に偏向していることに気付かず航行を続け、本件橋脚に衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中、同乗者との会話等、特定のことにのみ意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うとともに操船に専念すること。</li></ul>
--------------	--